

令和4年度

逗子市一般会計補正予算（第2号）

逗子市

議案第36号

令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度逗子市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,170,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,979,708	269,957	4,249,665
	2 国庫補助金	1,165,872	269,957	1,435,829
16	県支出金	1,437,486	1,097	1,438,583
	2 県補助金	308,703	1,097	309,800
20	繰越金	300,000	67,625	367,625
	1 繰越金	300,000	67,625	367,625
21	諸収入	193,352	6,900	200,252
	4 雑入	165,348	6,900	172,248
22	市債	1,696,200	9,800	1,706,000
	1 市債	1,696,200	9,800	1,706,000
	歳 入 合 計	21,815,235	355,379	22,170,614

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,078,463	55,525	3,133,988
	1 総務管理費	2,488,929	28,668	2,517,597
	3 戸籍住民基本台帳費	166,301	26,857	193,158
3	民生費	9,635,365	98,436	9,733,801
	1 社会福祉費	4,770,417	17,983	4,788,400
	2 児童福祉費	3,973,930	80,453	4,054,383
4	衛生費	2,400,704	37,938	2,438,642
	1 保健衛生費	1,063,905	37,938	1,101,843
7	土木費	1,638,061	9,823	1,647,884
	1 環境保全費	399,444	9,823	409,267
8	消防費	1,125,549	3,593	1,129,142
	1 消防費	1,125,549	3,593	1,129,142
9	教育費	1,515,980	150,064	1,666,044
	1 教育総務費	314,325	464	314,789
	5 保健体育費	109,209	149,600	258,809
	歳 出 合 計	21,815,235	355,379	22,170,614

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑地安全対策事業債	53,200	—	—	—	63,000	—	—	—

令和4年度

逗子市一般会計補正予算(第2号)に関する説明書

逗子市

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	3,979,708	269,957	4,249,665
16 県支出金	1,437,486	1,097	1,438,583
20 繰越金	300,000	67,625	367,625
21 諸収入	193,352	6,900	200,252
22 市債	1,696,200	9,800	1,706,000
歳入合計	21,815,235	355,379	22,170,614

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 26,857	千円	千円 5,000	千円 23,668
94,309			4,127
288			37,650
	9,800		23
		1,900	1,693
149,600			464
271,054	9,800	6,900	67,625

2 歳 入

15款 国庫支出金

269,957千円

2項 国庫補助金

269,957千円

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	千円 44,714	千円 183,748	千円 228,462
2 民生費国庫補助金	611,956	86,209	698,165
計	1,165,872	269,957	1,435,829

16款 県支出金

1,097千円

2項 県補助金

1,097千円

2 民生費県補助金	249,225	1,097	250,322
計	308,703	1,097	309,800

20款 繰越金

67,625千円

1項 繰越金

67,625千円

1 繰越金	300,000	67,625	367,625
計	300,000	67,625	367,625

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 183,748	02 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 183,748
1 社会福祉総務費補助金	17,983	04 臨時特別給付金給付事務費補助金 06 臨時特別給付金給付事業費補助金	7,983 10,000
3 児童福祉総務費補助金	45,927	01 子ども・子育て支援交付金 06 保育対策総合支援事業費補助金 07 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 08 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	1,097 3,200 38,600 3,030
5 母子福祉費補助金	22,299	01 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 02 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	19,500 2,799

4 児童福祉費補助金	1,097	07 子ども・子育て支援交付金	1,097

1 繰越金	67,625	01 繰越金	67,625

15款 国庫支出金 16款 県支出金 20款 繰越金

2 1 款 諸収入
4 項 雑入

6,900千円

6,900千円

目	補正前の額	補正額	計
4 雑入	千円 165,246	千円 6,900	千円 172,146
計	165,348	6,900	172,248

2 2 款 市債
1 項 市債

9,800千円

9,800千円

5 土木債	310,700	9,800	320,500
計	1,696,200	9,800	1,706,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費雑入	千円 5,000	09 コミュニティ助成事業助成金	千円 5,000
5 消防費雑入	1,900	03 コミュニティ助成事業助成金	1,900

1 環境保全債	9,800	02 緑地安全対策事業債	9,800

21款 諸収入 22款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

55,525千円

1 項 総務管理費

28,668千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 財産管理費	千円 193,018	千円 19,718	千円 212,736	千円	千円	千円	千円 19,718
14 地域活動費	35,769	8,950	44,719			5,000 諸収入 5,000	3,950
計	2,488,929	28,668	2,517,597	0	0	5,000	23,668

2 款 総務費

55,525千円

3 項 戸籍住民基本台帳費

26,857千円

1 戸籍住民基本台帳費	166,301	26,857	193,158	26,857 国庫支出金 26,857			
-------------	---------	--------	---------	---------------------------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 10,918	002 庁舎管理費	千円 19,718
15 工事請負費	8,800	01 庁舎維持管理事業 需用費	10,918 10,918
		02 庁舎整備事業 工事請負費	8,800 8,800
11 需用費	1,745	001 市民活動費	7,979
15 工事請負費	2,970	02 地域活動センター運営事業 工事請負費	2,970 2,970
18 備品購入費	1,735	06 コミュニティ活動推進事業 需用費	5,009 774
19 負担金補助及 び交付金	2,500	備品購入費 負担金補助及び交付金	1,735 2,500
		002 コミュニティセンター管理費	971
		01 コミュニティセンター維持管理事業 需用費	971 971

9 旅費	16	004 戸籍住民基本台帳事務費	26,857
12 役務費	75	01 戸籍住民基本台帳事務費 旅費	26,857 16
13 委託料	26,180	役務費 委託料	75 26,180
14 使用料及び賃 借料	358	使用料及び賃借料 負担金補助及び交付金	358 228
19 負担金補助及 び交付金	228		

2 款 総務費

2款 総務費

55,525千円

3項 戸籍住民基本台帳費

26,857千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	千円 166,301	千円 26,857	千円 193,158	千円 26,857	千円 0	千円 0	千円 0

3款 民生費

98,436千円

1項 社会福祉費

17,983千円

1 社会福祉総務費	1,240,463	17,983	1,258,446	17,983 国庫支出金 17,983			
計	4,770,417	17,983	4,788,400	17,983	0	0	0

3款 民生費

98,436千円

2項 児童福祉費

80,453千円

1 児童福祉総務費	914,231	41,630	955,861	41,630 国庫支出金 41,630			
-----------	---------	--------	---------	---------------------------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

1 報酬	863	002 地域福祉推進費	17,983
3 職員手当等	1,494	09 臨時特別給付金給付事業	17,983
9 旅費	55	報酬	863
13 委託料	5,571	職員手当等	1,494
19 負担金補助及び交付金	10,000	旅費	55
		委託料	5,571
		負担金補助及び交付金	10,000

1 報酬	434	002 児童福祉総務費	41,630
3 職員手当等	625	03 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	41,630
9 旅費	22	報酬	434
11 需用費	50	職員手当等	625
12 役務費	100	旅費	22
13 委託料	1,799	需用費	50
19 負担金補助及び交付金	38,600	役務費	100
		委託料	1,799
		負担金補助及び交付金	38,600

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

98,436千円

2項 児童福祉費

80,453千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 児童育成費	千円 2,445,719	千円 11,397	千円 2,457,116	千円 11,397	千円	千円	千円
				国庫支出金 10,300			
				県支出金 1,097			
3 こども発達 支援センター 費	104,030	2,045	106,075				2,045
4 母子福祉費	178,409	22,299	200,708	22,299			
				国庫支出金 22,299			

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 659	003 地域子ども・子育て支援事業費	千円 3,641
14 使用料及び賃借料	372	02 子育て支援センター運営事業 工事請負費	341 341
15 工事請負費	341	06 一時預かり事業 負担金補助及び交付金	600 600
18 備品購入費	825	08 放課後児童クラブ事業 負担金補助及び交付金	2,700 2,700
19 負担金補助及び交付金	9,200	004 民間保育所助成費 02 民間保育所等運営支援事業 負担金補助及び交付金	5,900 5,900 5,900
		009 ふれあいスクール事業 01 ふれあいスクール事業 需用費 備品購入費	1,484 1,484 659 825
		011 児童育成事務費 01 児童育成事務費 使用料及び賃借料	372 372 372
11 需用費	2,045	001 こども発達支援センター運営費 01 こども発達支援センター運営事業 需用費	2,045 2,045 2,045
1 報酬	241	001 母子福祉費	22,299
3 職員手当等	625	06 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 報酬	22,299 241
9 旅費	12	職員手当等 旅費	625 12
11 需用費	50	需用費	50
12 役務費	50	役務費	50
13 委託料	1,821	委託料	1,821

3款 民生費

3款 民生費

98,436千円

2項 児童福祉費

80,453千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 児童福祉施設費	288,970	1,000	289,970	1,000 国庫支出金 1,000			
7 体験学習施設費	40,748	2,082	42,830				2,082
計	3,973,930	80,453	4,054,383	76,326	0	0	4,127

4款 衛生費

37,938千円

1項 保健衛生費

37,938千円

2 予防費	795,289	37,938	833,227	288 国庫支出金 288			37,650
計	1,063,905	37,938	1,101,843	288	0	0	37,650

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	千円 19,500	負担金補助及び交付金	千円 19,500
11 需用費	1,000	002 湘南保育園管理費	500
		02 湘南保育園維持管理事業 需用費	500 500
		003 小坪保育園管理費	500
		02 小坪保育園維持管理事業 需用費	500 500
11 需用費	2,082	001 体験学習施設管理費	2,082
		01 体験学習施設維持管理事業 需用費	2,082 2,082

11 需用費	365	001 予防費	37,650
		01 予防接種事業	37,650
12 役務費	212	需用費	197
13 委託料	36,969	役務費	212
		委託料	36,969
18 備品購入費	120	負担金補助及び交付金	272
19 負担金補助及 び交付金	272	003 母子保健費	288
		01 乳幼児健診事業	288
		需用費	168
		備品購入費	120

3 款 民生費 4 款 衛生費

7款 土木費

9,823千円

1項 環境保全費

9,823千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 公園費	千円 224,340	千円 9,823	千円 234,163	千円	千円 9,800 市債 9,800	千円	千円 23
計	399,444	9,823	409,267	0	9,800	0	23

8款 消防費

3,593千円

1項 消防費

3,593千円

1 常備消防費	815,569	1,693	817,262				1,693
2 非常備消防費	37,089	1,000	38,089			1,000 諸収入 1,000	
4 災害対策費	104,538	900	105,438			900 諸収入 900	
計	1,125,549	3,593	1,129,142	0	0	1,900	1,693

9款 教育費

150,064千円

1項 教育総務費

464千円

4 教育研究所費	65,452	464	65,916				464
計	314,325	464	314,789	0	0	0	464

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	千円 9,823	004 緑地管理費	千円 9,823
		05 緑地安全対策事業	9,823
		工事請負費	9,823

11 需用費	1,693	003 消防施設管理費	1,693
		01 消防本部・署維持管理事業	1,693
		需用費	1,693
11 需用費	1,000	001 非常備消防活動費	1,000
		01 消防団活動事業	1,000
		需用費	1,000
19 負担金補助及び交付金	900	001 災害対策費	900
		04 自主防災組織育成事業	900
		負担金補助及び交付金	900

11 需用費	464	004 研究所管理費	464
		01 教育研究所維持管理事業	464
		需用費	464

7 款 土木費 8 款 消防費 9 款 教育費

9 款 教育費

150,064千円

5 項 保健体育費

149,600千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 体育施設費	千円 76,280	千円 149,600	千円 225,880	千円 149,600	千円	千円	千円
				国庫支出金 149,600			
計	109,209	149,600	258,809	149,600	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 149,600	001 体育館管理費	千円 149,600
		02 市立体育館整備事業	149,600
		工事請負費	149,600

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	415 (576)	536,078	1,687,120	1,746,426	3,969,624	589,278	4,558,902	
補 正 前	415 (574)	534,540	1,687,120	1,743,682	3,965,342	589,278	4,554,620	
比 較	0 (2)	1,538	0	2,744	4,282	0	4,282	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	48,919	215,424	44,509	39,823	6,834	59,040
	補 正 前	48,919	215,424	44,509	39,823	6,834	59,040
	比 較	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	145,068	8,951	57,140	793,623	327,095	
	補 正 前	142,494	8,951	57,140	793,453	327,095	
	比 較	2,574	0	0	170	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	415 (46)	1,687,120	1,669,156	3,356,276	589,278	3,945,554	
補 正 前	415 (46)	1,687,120	1,666,582	3,353,702	589,278	3,942,980	
比 較	0 (0)	0	2,574	2,574	0	2,574	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	48,919	215,424	44,509	39,823	6,834	59,040
	補 正 前	48,919	215,424	44,509	39,823	6,834	59,040
	比 較	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	145,068	8,951	57,140	716,353	327,095	
	補 正 前	142,494	8,951	57,140	716,353	327,095	
	比 較	2,574	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	0 (530)	536,078	0	77,270	613,348	0	613,348	
補 正 前	0 (528)	534,540	0	77,100	611,640	0	611,640	
比 較	0 (2)	1,538	0	170	1,708	0	1,708	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
		補 正 後	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	0	0	0	77,270	0	
	補 正 前	0	0	0	77,100	0	
	比 較	0	0	0	170	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

職 員 手 当	2,744 その他の 増減分	1,494	臨時特別給付金 給付事業	増減額(千円)			増減額(千円)
				扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	1,324	
				地 域 手 当	夜 間 勤 務 手 当		
				住 居 手 当	休 日 勤 務 手 当		
				通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	170	
				特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当		
	その他の 増減分	625	子育て世帯生活 支援特別給付金 支給事業(児童福 祉総務費)	増減額(千円)			増減額(千円)
				扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	625	
				地 域 手 当	夜 間 勤 務 手 当		
その他の 増減分	625	子育て世帯生活 支援特別給付金 支給事業(母子福 祉費)	増減額(千円)			増減額(千円)	
			扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	625		
			地 域 手 当	夜 間 勤 務 手 当			
			住 居 手 当	休 日 勤 務 手 当			
			通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当			
			特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当			
			管 理 職 手 当				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現 在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普 通 債					
(1) 総 務	562,120	522,750	134,900	99,272	558,378
(2) 民 生	439,738	404,765	34,200	38,525	400,440
(3) 衛 生	317,229	291,180		26,490	264,690
(4) 清 掃	904,052	715,050	222,800	304,286	633,564
(5) 農 林 水 産	50,941	47,917		3,025	44,892
(6) 商 工	4,062	2,041	2,000	2,041	2,000
(7) 土 木	2,301,640	2,559,487	339,800	209,330	2,689,957
(8) 公 営 住 宅	778,775	708,945	12,200	87,603	633,542
(9) 消 防	253,271	279,057	102,700	45,045	336,712
(10) 教 育	1,691,430	1,443,292	61,500	281,905	1,222,887
2 災 害 復 旧 債					
(1) 土 木	40,400	63,300		1,263	62,037
3 そ の 他					
(1) 減 税 補 て ん 債	204,637	144,044		49,572	94,472
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	10,111,284	10,174,420	850,000	814,788	10,209,632
(3) 退 職 手 当 債	24,000				
(4) 減 収 補 て ん 債	34,912	34,912			34,912
計	17,718,491	17,391,160	1,760,100	1,963,145	17,188,115

議案等資料

(補正予算資料)

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 財政課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2

事業名

補正額 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 183,748 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス対策関係事業費の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予算化するもの。

説明

(歳入)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 183,748千円 (詳細別紙)

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧

単位:千円

課名	款・項・目	事業	充当額
戸籍住民課	02 - 03 - 01	004 - 01 戸籍住民基本台帳事務費	26,857
子育て支援課	03 - 02 - 02	003 - 02 子育て支援センター運営事業	341
保育課	03 - 02 - 02	003 - 06 一時預かり事業	200
保育課	03 - 02 - 02	003 - 08 放課後児童クラブ事業	906
保育課	03 - 02 - 02	004 - 02 民間保育所等運営支援事業	3,200
子育て支援課	03 - 02 - 02	009 - 01 ふれあいスクール事業	1,484
保育課	03 - 02 - 02	011 - 01 児童育成事務費	372
保育課	03 - 02 - 05	002 - 02 湘南保育園維持管理事業	250
保育課	03 - 02 - 05	003 - 02 小坪保育園維持管理事業	250
子育て支援課	04 - 01 - 02	003 - 01 乳幼児健診事業	288
文化スポーツ課	09 - 05 - 02	001 - 02 市立体育館整備事業	149,600
計			183,748

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 管財契約課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 8.9 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	2	1	7	2	1

事業名 庁舎維持管理事業

補正額 10,918 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

市庁舎の電力を供給する事業者から、電力需給の環境変化に伴う調達コストの高騰により、現契約で取り決めた単価を維持することが困難な状況であるとの申し出から、価格改定に応じるために、不足する予算を補正するもの。

説明

価格改定の内容

- 基本料金単価 (現行) 1,000円/KW → (改定) 2,059.20円/KW +1,059.20円/KW
- 電力量料金単価
(現行) 夏季 15.52円/kWh → (改定) 21.05円/kWh +5.53円/kWh
(現行) その他季 14.50円/kWh → (改定) 19.66円/kWh +5.16円/kWh

当初予算額 12,380,000円 - 価格改定後の予算見込額 23,297,832円

= 予算不足額 10,917,832円 ≒ 10,918,000円

【資料】補正予算積算資料

当初予算額 12,380,000円 － 価格改定後の予算見込額 23,297,832円 = 予算不足見込額 10,917,832円 ≒ 10,918,000円

(改定後の予算見込額)

年 月	基本料金				従量料金						再エネ発電 賦課金 (円)	令和4年度 予算見込額 (円)	参 考	
	契約電力 (kW)	単価 (円/kW)	力率 割引率	基本料金 (円)	その他季		夏季		燃料費 調整単価 (円/kWh)	小計 (円)			令和3年度 支出済額 (円)	対前年度 (円)
					使用量 (kWh)	単価 (円/kWh)	使用量 (kWh)	単価 (円/kWh)						
2022年4月	338	1,000.00	0.85	287,300.00	54,413	14.50			2.20	908,697.10	182,828	1,378,824	850,562	+528,262
2022年5月	338	1,000.00	0.85	287,300.00	31,368	14.50			2.64	537,647.52	108,220	933,167	646,706	+286,461
2022年6月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	34,383	19.66			2.87	774,648.99	118,621	1,589,279	703,811	+885,468
2022年7月	338	2,059.20	1.00	696,009.60			50,624	21.05	2.87	1,210,926.08	174,653	2,081,588	952,408	+1,129,180
2022年8月	338	2,059.20	1.00	696,009.60			64,348	21.05	2.87	1,539,204.16	222,001	2,457,214	1,216,911	+1,240,303
2022年9月	338	2,059.20	1.00	696,009.60			60,032	21.05	2.87	1,435,965.44	207,110	2,339,085	1,177,866	+1,161,219
2022年10月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	50,423	19.66			2.87	1,136,030.19	173,959	2,005,999	1,018,649	+987,350
2022年11月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	33,665	19.66			2.87	758,472.45	116,144	1,570,626	826,517	+744,109
2022年12月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	43,817	19.66			2.87	987,197.01	151,169	1,834,375	952,625	+881,750
2023年1月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	63,208	19.66			2.87	1,424,076.24	218,068	2,338,153	1,217,442	+1,120,711
2023年2月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	70,321	19.66			2.87	1,584,332.13	242,607	2,522,949	1,519,009	+1,003,940
2023年3月	338	2,059.20	1.00	696,009.60	59,683	19.66			2.87	1,344,657.99	205,906	2,246,573	1,433,822	+812,751
合 計												23,297,832	12,516,328	+10,781,504

※ 赤字の数値は直近又は前年度実績値を参考に計上しています。

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 管財契約課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 8.9 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	2	1	7	2	2

事業名 庁舎整備事業

補正額 8,800 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

市庁舎1階西側事務執務室空調機用室外機の機械音への対応として、職員用駐輪場に設置する室外機を市庁舎屋上への移設工事を行うもの。

説明

市庁舎1階系統室外機移設工事 8,000,000円*1.1=8,800,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 市民協働課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 8.9 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	2	1	14	1	2

事業名 地域活動センター運営事業

補正額 2,970 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

小坪大谷戸会館での雨漏り発生に伴い、屋根の修繕を実施するもの。

説明

歳出

工事請負費 2,970千円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 市民協働課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 8.9 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	2	1	14	1	6

事業名 コミュニティ活動推進事業

補正額 5,009 千円

歳入 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	21	4	4	1	9

細節名 コミュニティ助成事業助成金

補正額 5,000 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

自治会、町内会等における地域コミュニティ活動に対し、コミュニティ助成事業助成金を活用して助成するもの。

説明

歳出

① 需用費 774千円

備品購入費 1,735千円

【対象】

逗子桜山ハイツ自治会、沼間小学校区連合会、小坪区会、
逗子グリーンヒル自治会、興人東逗子自治会

② 負担金補助及び交付金 2,500千円

【対象】

小坪南町町内会

歳入

コミュニティ助成事業助成金 5,000千円

都道府県名: 神奈川県

市区町村名: 逗子市

事業実施主体名: 逗子市

【事業収支の内訳】

収入内容			金額(円)			備考			
コミュニティ助成金(=A-B)			2,500,000						
逗子市一般財源等充当額			8,088						
事業収入合計(=事業費総額A)			2,508,088						
見積書 番号	備品・設備名、 費用区分	規格・仕様・ 形式・メーカー、 費用項目等	数量	単価(円)	金額(円)	対象外 経費	整備目的・用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
1	4K有機ELテレビ	パナソニック TH-55JZ1000	1	302,500	302,500		コミュニティにおいて顔が見える関係を構築し、日常時及び非常時の助け合いにつなげることを目的としている。	○	逗子桜山ハイツ 集会所
1	A3インクジェット 複合機	ブラザー MFC-J6997CDW	1	86,350	86,350			○	逗子桜山ハイツ 集会所
1	空気清浄機	シャープ KI-NS70	3	63,250	189,750			○	逗子桜山ハイツ 集会所
1	HDMIケーブル 3m	JVC VX-HD130E-B	1	5,500	5,500			○	逗子桜山ハイツ 集会所
1	USBケーブル	エレコム U2C-BN15BK	1	1,100	1,100			○	逗子桜山ハイツ 集会所
1	扇風機	シャープ PJ-N3DG	3	39,380	118,140			○	逗子桜山ハイツ 集会所
1	パソコン	富士通 FMV AH50/F1	1	202,400	202,400			○	逗子桜山ハイツ 集会所
2	ポータブルライン アレイスピーカー	BOSE L1 Pro8	1	171,600	171,600			○	沼間小学校区コ ミュニティセンター
3-1	エアコン	ダイキン S56YTEP-W(E)	1	284,460	284,460			○	小坪東谷戸会館
3-1	エアコン	ダイキン S40YTEP-W(E)	1	216,370	216,370			○	小坪東谷戸会館
3-2	椅子	ニシキSO-60AM	14	10,670	149,380			○	小坪会館
3-2	梱包割れ費		1	693	693			○	小坪会館
3-3	フォールディング テーブル	ニシキALP- 1860T-TK 共巻きエッジ、チーク	11	22,385	246,235			○	小坪会館
3-4	座卓	ハストネット ZM脚	1	46,123	46,123			○	小坪東谷戸会館
4	フォールディング テーブル	ジョインテックス JTN-N1845 WH	13	26,070	338,910			○	グリーンヒル自治 会館
4	座卓	ジョインテックス ZDN-1R	2	8,690	17,380			○	グリーンヒル自治 会館
5	ルームエアコン	パナソニック CS-281DFL-W	1	116,567	116,567			○	興人東逗子自治 会館
6	購入備品用 広報シール		70	176	12,320			助成対象品目に 表示するため。	
6	プレート		3	770	2,310				
対象経費合計①					2,508,088				
対象外経費合計②					0				
事業支出合計(①+②)=事業費総額A					2,508,088				

【備品・設備の保管場所・設置場所についての説明】

保管場所・設置場所名称	逗子桜山ハイツ集会所		
所在地(地番)	逗子市桜山5丁目10-3		
土地または建物の所有者	神奈川県		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	市民の自主的活動の拠点		
管理方法	逗子桜山ハイツ自治会が管理		

保管場所・設置場所名称	沼間小学校区コミュニティセンター		
所在地(地番)	逗子市沼間3丁目16-32		
土地または建物の所有者	逗子市		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	市民の自主的活動の拠点		
管理方法	沼間小学校区地域連合会が管理		

保管場所・設置場所名称	小坪東谷戸会館		
所在地(地番)	逗子市小坪6丁目7-11		
土地または建物の所有者	逗子市		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	市民の自主的活動の拠点		
管理方法	小坪区会が管理		

保管場所・設置場所名称	小坪会館		
所在地(地番)	逗子市小坪5丁目21-4		
土地または建物の所有者	逗子市		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	市民の自主的活動の拠点		
管理方法	小坪区会が管理		

保管場所・設置場所名称	グリーンヒル自治会館		
所在地(地番)	逗子市沼間5丁目17-1		
土地または建物の所有者	逗子市		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	市民の自主的活動の拠点		
管理方法	逗子グリーンヒル自治会が管理		

保管場所・設置場所名称	興人東逗子自治会館		
所在地(地番)	逗子市沼間6丁目7-1		
土地または建物の所有者	逗子市		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	市民の自主的活動の拠点		
管理方法	興人東逗子自治会が管理		

都道府県名: 市区町村名: 事業実施主体名:

【事業収支の内訳】

収入内容		金額(円)			備考				
コミュニティ助成金(=A-B)		2,500,000							
小坪南町町内会負担金		505,640							
事業収入合計(=事業費総額A)		3,005,640							
見積書 番号	備品・設備名、 費用区分	規格・仕様・ 形式・メーカー、 費用項目等	数量	単価(円)	金額(円)	対象外 経費	整備目的・用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
1	山車一式		1		3,005,640		山車整備事業により更なる活動の活性化を図る	○	山車小屋
対象経費合計①					3,005,640				
対象外経費合計②					0				
事業支出合計(①+②=事業費総額A)					3,005,640				

【備品・設備の保管場所・設置場所についての説明】

保管場所・設置場所名称	山車小屋		
所在地(地番)	逗子市小坪1丁目1273番地1号及び2号		
土地または建物の所有者	小坪南町町内会		
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	無		
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無		
保管・設置場所の説明	小坪南町町内会が使用する用品の保管場所。		
管理方法	小坪南町町内会の役員が鍵の管理を行っている。		

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 市民協働課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 8.9 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	2	1	14	2	1

事業名 コミュニティセンター維持管理事業

補正額 971 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

小坪小学校区コミュニティセンターの電力を供給する事業者から、電力需給の環境変化に伴う調達コストの高騰により、現契約で取り決めた単価を維持することが困難な状況であるとの申し出から、価格改定に応じるために、不足する予算を補正するもの。

説明

価格改定の内容

- 基本料金単価 (現行) 1,000円/KW → (改定) 2,059.20円/KW +1,059.20円/KW
- 電力量料金単価
(現行) 夏季 15.52円/kWh → (改定) 21.05円/kWh +5.53円/kWh
(現行) その他季 14.50円/kWh → (改定) 19.66円/kWh +5.16円/kWh

当初予算額 3,000,000円 - 価格改定後の予算見込額 3,970,256円

= 予算不足額 970,256円 ≒ 971,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 戸籍住民課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 8.9 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	2	3	1	4	1

事業名 戸籍住民基本台帳事務費

補正額 26,857 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 26,857 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市庁舎における密集を回避することに加え、市民の利便性の向上、窓口業務の効率化、デジタルガバメントの推進を図るため、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機で住民票の写し等の各種証明書を交付するシステムの構築を行うもの。

説明

歳出

コンビニ交付クラウドシステム構築業務 21,098千円
コンビニ交付住民情報システム連携構築・保守業務 5,082千円
コンビニ交付クラウドサービス利用料 358千円
地方公共団体情報システム機構負担金 228千円
コンビニ交付実証実験経費 91千円

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付（コンビニ交付）

1 目的

コロナ感染対策として、市庁舎における密集を回避することに加え、市民の利便性の向上、窓口業務の効率化、デジタルガバメントの推進を図るもの。

2 概要

個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、住民票の写し等の各種証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）により交付できるようシステムを構築する。

(1) 導入時期

令和5年3月1日稼働予定

(2) 交付証明種類

- ①住民票の写し
- ②印鑑登録証明書
- ③戸籍証明書（住所地≠本籍地も含む）（※除籍や改製原戸籍は不可）
- ④戸籍の附票の写し（※除附票や改製原附票は不可）
- ⑤課税・非課税証明書

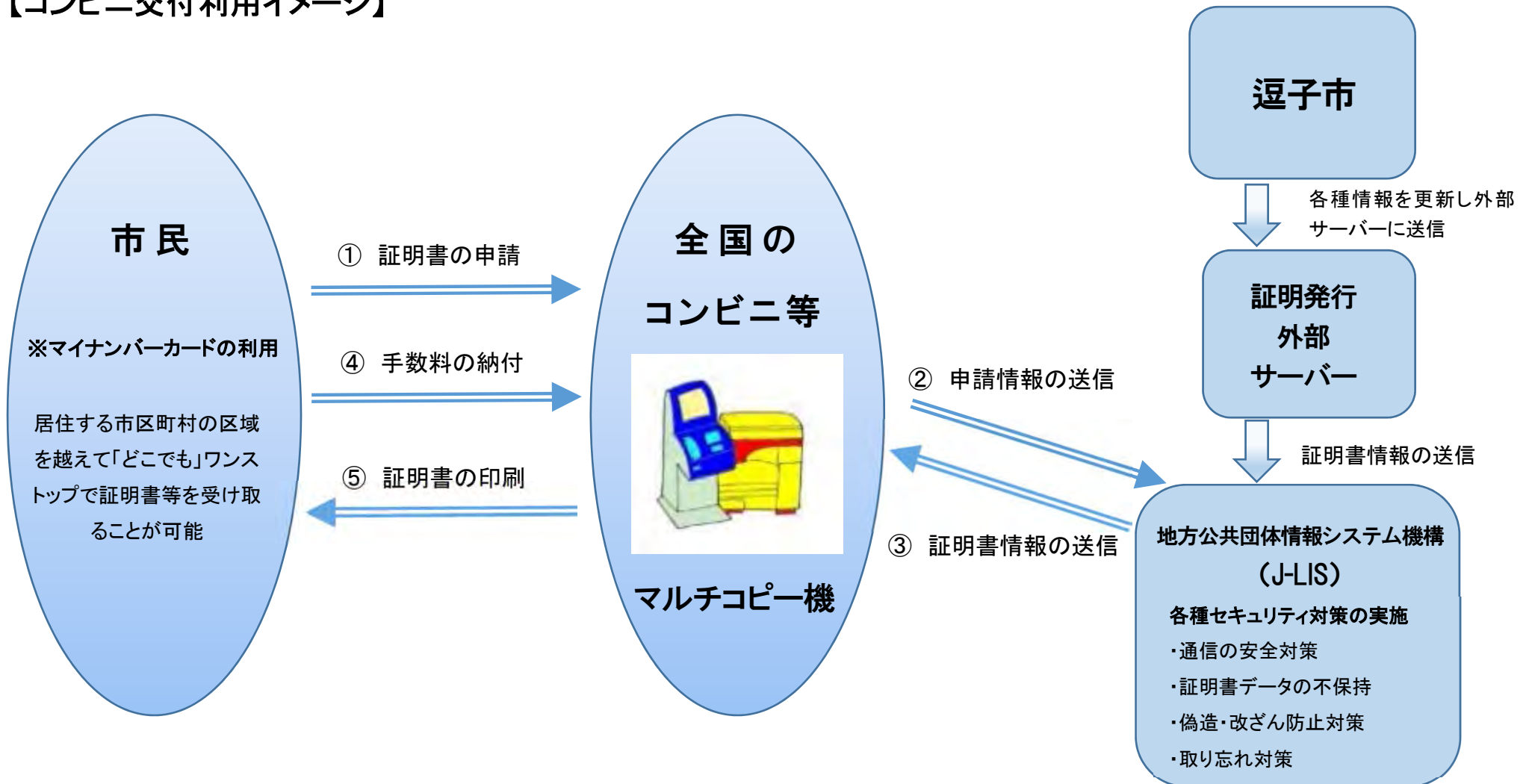
(3) 利用時間等

- ①住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書
午前6時30分～午後11時00分（土日祝日も可能）
- ②戸籍証明書、戸籍の附票
午前9時00分～午後5時00分（土日祝日を除く）
※年末年始・メンテナンス日は利用できません。

(4) 利用イメージ

別添のとおり

【コンビニ交付利用イメージ】



議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 社会福祉課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 10.11 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	3	1	1	2	9

事業名 臨時特別給付金給付事業

補正額 17,983 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	1	4

細節名 臨時特別給付金給付事務費補助金

補正額 7,983 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	1	6

細節名 臨時特別給付金給付事業費補助金

補正額 10,000 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯10万円の現金を支給する。

説明

① 基準日（令和4年6月1日）において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

② ①のほか、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

に対し、1世帯あたり10万円の現金を支給する。

ただし、①②とも、すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯は対象外。

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 10.11 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	1	2	3

事業名 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

補正額 41,630 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	7

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金

補正額 38,600 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	8

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金

補正額 3,030 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯以外の世帯（その他世帯）に向けて、臨時特別給付金を支給する。

説明

歳出 (補助率10/10)

子育て世帯生活支援特別給付金支給	38,600,000円 (772人×5万円)
システム改修等事務費	3,030,000円

歳入

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	38,600,000円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	3,030,000円

1 事業名 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

2 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、臨時特別給付金を支給する。

(1) 歳入

ア その他低所得の子育て世帯

- ・ 15.02.02.03.07

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 38,600千円

- ・ 15.02.02.03.08

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 3,030千円

イ 低所得のひとり親世帯

- ・ 15.02.02.05.01

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 19,500千円

- ・ 15.02.02.05.02

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 2,799千円

(2) 歳出

ア その他低所得の子育て世帯

- ・ 03.02.01.002.03

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 41,630千円

イ 低所得のひとり親世帯

- ・ 03.02.04.001.06

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 22,299千円

(3) 事業の内容

ア 対象となる児童の範囲

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

イ 支給対象者

(ア) その他低所得の子育て世帯 772人

- a 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 632人

- b 上記以外の者の内、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課

税である者や直近で収入が減少した者 140人

(イ) 低所得のひとり親世帯 390人

a 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者 344人

b 対象児童を養育する者で、直近で収入が減少した者 46人

ウ 支給金額

児童一人あたり50,000円

エ 事務費に係る経費

システム改修委託料、会計年度任用職員報酬、職員手当等（時間外）、振込手数料など

3 支給方法

(1) (ア) a及び(イ) aの者については、給付金の案内を送付し、辞退の申し出がない限り児童手当、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支給口座へ振り込む。

(2) (ア) b及び(イ) bの者については、市への申請を受け、審査後に指定口座へ振り込む。

4 支給時期

(1) (イ) aの者については、令和4年6月末までに支給

(2) (ア) aの者については、令和4年度分の課税情報が判明したのち、速やかに支給

(3) (ア) b及び(イ) bの者については、申請受付後、随時支給

5 申請期限 令和5年2月28日

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**
（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り6月までに支給（**申請不要**）
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和4年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：**高校生のみ養育世帯**）や**直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

(2) 給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	2	3	2

事業名 子育て支援センター運営事業

補正額 341 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 341 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

子育て支援センターの空調設備の一部が故障しており、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために換気を行いながら適切な室温管理を行うことが難しく、安心して相談や親のレスパイトができる環境をつくるため、空調設備1台の更新を行うもの。

説明

歳出

空調設備更新工事

工事請負費 341,000円

歳入

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 341,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	3	2	2	3	6

事業名 一時預かり事業

補正額 600 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	1

細節名 子ども・子育て支援交付金

補正額 200 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	16	2	2	4	7

細節名 子ども・子育て支援交付金

補正額 200 千円

歳入(3) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 200 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

子ども・子育て支援交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策支援として一時預かりを実施する市内幼稚園に補助金を交付する。

説明

<歳出>

新型コロナウイルス感染症対策支援事業 600,000円 (300,000円×2園)
(対象施設：かぐのみ幼稚園、聖マリア幼稚園)

<歳入>

子ども・子育て支援交付金 (国) (1/3) 200,000円

子ども・子育て支援交付金 (県) (1/3) 200,000円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 200,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	2	3	8

事業名 放課後児童クラブ事業

補正額 2,700 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	1

細節名 子ども・子育て支援交付金

補正額 897 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	16	2	2	4	7

細節名 子ども・子育て支援交付金

補正額 897 千円

歳入(3) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 906 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

子ども・子育て支援交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策支援として市内放課後児童クラブ管理者に補助金を交付する。

説明

<歳出>

新型コロナウイルス感染症対策支援事業 2,700,000円

(公設: 500,000円×3施設(逗子、沼間、久木)、400,000円×2施設(小坪、池子))

(民設: 400,000円×1施設(キッズクラブ逗子))

<歳入>

子ども・子育て支援交付金(国) (1/3) 897,000円

子ども・子育て支援交付金(県) (1/3) 897,000円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 906,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会
議案第 36 号
令和 4 年度 一般 会計
補正予算 第 2 号
課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	2	4	2

事業名 民間保育所等運営支援事業

補正額 5,900 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	6

細節名 保育対策総合支援事業費補助金

補正額 2,700 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 3,200 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策支援として市内保育所等に補助金を交付する。

説明

<歳出>

新型コロナウイルス感染症対策支援事業 5,900,000円

- ・認可保育所5施設 計2,400,000円
(500,000円×4施設(双葉、沼間、桜山、なないろ)、400,000円×1施設(湘南アイルド))
- ・小規模保育施設4施設 計1,200,000円
(300,000円×4施設(ごかんのいえ、しらかば、第2あにえるち、かぐのみ保育園))
- ・家庭的保育施設1施設 300,000円(あにえるち)
- ・認定こども園1施設 500,000円(逗子幼稚園)※国庫補助対象外
- ・認可外保育施設2施設 計800,000円
(400,000円×2施設(うみのこ、ごかんのもり))
- ・企業主導型保育施設2施設 計700,000円
(400,000円(ララランド)+300,000円(ひでまり園))

<歳入>

保育対策総合支援事業費補助金(国) (1/2) 2,700,000円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,200,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会
議案第 36 号
令和 4 年度 一般 会計
補正予算 第 2 号
課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	2	9	1

事業名 ふれあいスクール事業

補正額 1,484 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 1,484 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染症予防事業に関わる者等への感染症予防のため、感染症対策用消耗品等を整備するもの。

説明

歳出

小学生の放課後の居場所である、ふれあいスクール及び乳幼児の交流場所であるほっとスペースにおいて新型コロナウイルス感染拡大予防のため感染症対策の消耗品等を整備するもの。

- ・消耗品費

C02モニター等ほか21品目 合計 658,804円

- ・備品購入費

空気清浄機 150,000円×5箇所×1.1=825,000円

合計 1,483,804円

歳入

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,484千円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	3	2	2	11	1

事業名 児童育成事務費

補正額 372 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 372 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

市内保育所等の入所申込等において、申請者の利便性を高めるとともに、受付処理等の効率化を図るため、電子申請システムを導入する。
実施は、令和 5 年 4 月入所申込分（令和 4 年 10 月受付開始）からの予定。

説明

システム使用料 41,250円（税込）× 9 月 = 371,250円

※ 7 月～9 月の間に本市仕様への改修作業を行い、10 月以降本番稼働させる想定。

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会
議案第 36 号
令和 4 年度 一般 会計
補正予算 第 2 号

課かい名 療育教育総合センター

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	3	1	1

事業名 こども発達支援センター運営事業

補正額 2,045 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

療育教育総合センターの電力を供給する事業者から、電力需給の環境変化に伴う調達コストの高騰により、現契約で取り決めた単価を維持することが困難な状況であるとの申し出から、価格改定に応じるために、不足する予算を補正するもの。

説明

価格改定の内容

- 基本料金単価 (現行) 1,000円/KW → (改定) 2,059.20円/KW +1,059.20円/KW
- 電力量料金単価
(現行) 夏季 15.52円/kWh → (改定) 21.05円/kWh +5.53円/kWh
(現行) その他季 14.50円/kWh → (改定) 19.66円/kWh +5.16円/kWh

当初予算額 3,173,000円 - 価格改定後の予算見込額 5,217,415円

= 予算不足額 2,044,415円 ≒ 2,045,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 12.13 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	3	2	4	1	6

事業名 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

補正額 22,299 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	5	1

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金

補正額 19,500 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	5	2

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金

補正額 2,799 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯に向けて、臨時特別給付金を支給する。

説明

歳出 (補助率10/10)

子育て世帯生活支援特別給付金支給	19,500,000円 (390人 × 5万円)
システム改修等事務費	2,799,000円

歳入

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	19,500,000円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	2,799,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 14.15 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	5	2	2

事業名 湘南保育園維持管理事業

補正額 500 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	6

細節名 保育対策総合支援事業費補助金

補正額 250 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 250 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費を計上し、安全・安心な施設の維持管理を図る。

説明

<歳出>

新型コロナウイルス感染症対策消耗品費 500,000円

<歳入>

保育対策総合支援事業費補助金(国)(1/2) 250,000円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 250,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 保育課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 14.15 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	3	2	5	3	2

事業名 小坪保育園維持管理事業

補正額 500 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	6

細節名 保育対策総合支援事業費補助金

補正額 250 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 250 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費を計上し、安全・安心な施設の維持管理を図る。

説明

<歳出>

新型コロナウイルス感染症対策消耗品費 500,000円

<歳入>

保育対策総合支援事業費補助金(国)(1/2) 250,000円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 250,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 14.15 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	7	1	1

事業名 体験学習施設維持管理事業

補正額 2,082 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

体験学習施設の電力を供給する事業者から、電力需給の環境変化に伴う調達コストの高騰により、現契約で取り決めた単価を維持することが困難な状況であるとの申し出から、価格改定に応じるために、不足する予算を補正するもの。

説明

歳出

価格改定の内容

- 基本料金単価 (現行) 1,000円/KW → (改定) 2,059.20円/KW +1,059.20円/KW
- 電力量料金単価
 - (現行) 夏季 15.52円/kWh → (改定) 21.05円/kWh +5.53円/kWh
 - (現行) その他季 14.50円/kWh → (改定) 19.66円/kWh +5.16円/kWh

当初予算額 3,240,000円 - 価格改定後の予算見込額 5,321,984円

= 予算不足額 2,081,984円 ≒ 2,082,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 14.15 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	4	1	2	1	1

事業名 予防接種事業

補正額 37,650 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

子宮頸がんワクチンは、平成25年6月14日付け厚生労働省通知に基づき、これまで積極的な接種勧奨を差し控えてきたが、令和4年4月1日より個別接種勧奨を再開することが決定し、定期接種対象者の増加、キャッチアップ対象者（積極的勧奨差し控え期間に接種しなかった者）の接種、同期間に自費で接種した者へその費用の償還払いを実施することにより、予算に不足が生じることが見込まれるため。

説明

歳出

子宮頸がんワクチン接種委託料	36,968,085円
子宮頸がんワクチン償還払い	271,425円
予診票印刷費ほか	197,000円
通信運搬費	211,048円



令和3年11月26日
健発1126第1号

各
都道府県知事
市町村長
特別区長
殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたことを踏まえ、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知。以下「平成25年通知」という。）において、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者又はその保護者（以下「対象者等」という。）に対し、予防接種法第8条の規定による当該接種の勧奨を行うに当たっては、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること等の対応を勧告してきたところである。

その後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、HPVワクチンの有効性及び安全性に関する評価、HPVワクチン接種後に生じた症状への対応、HPVワクチンについての情報提供の取組み等について継続的に議論が行われ、第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部

会、令和3年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められた。また、HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態については、引き続きHPVワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の診療実態の継続的な把握や体制強化を行っていくこと、都道府県や地域の医療機関等の関係機関の連携を強化し地域の支援体制を充実させていくこと、HPVワクチンについての情報提供を充実させていくこと、などの今後の対応の方向性も踏まえつつ、当該状態を終了させることが妥当とされたところである。以上を踏まえ、平成25年通知は、本通知の発出をもって廃止する。

については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関し、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の下記の内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。

記

1 HPVワクチンの個別の勧奨について

市町村長は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種については、平成25年通知が廃止されたことを踏まえて、予防接種法第8条の規定による勧奨を行うこと。具体的には、対象者又はその保護者に対し、予診票の個別送付を行うこと等により、接種を個別に勧奨することが考えられる。

なお、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第6条の規定による周知については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし確実な周知に努めること。

こうした個別の勧奨（以下「個別勧奨」という。）については、市町村長は接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、基本的に令和4年4月から順次実施すること。

なお、準備が整った市町村（特別区を含む。）にあつては、令和4年4月より前に実施することも可能であること。

2 HPVワクチンの個別勧奨及び接種を進めるに当たっての留意点

- (1) 個別勧奨を進めるに当たっては、標準的な接種期間に当たる者（13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女子）に対して行うことに加えて、これまで個別勧奨を受けていない令和4年度に14歳

から16歳になる女子についても、HPVワクチンの供給・接種体制等を踏まえつつ、必要に応じて配慮すること。例えば、令和4年度以降、以下の例のように、標準的な接種期間に当たる者に加えて、これまで個別勧奨を受けていないヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者であって年齢の高いものから順にできるだけ早期に個別勧奨を進めることが考えられる。

例：令和4年度：同年度に13歳になる女子（※）、16歳になる女子

令和5年度：同年度に13歳になる女子、16歳になる女子

令和6年度：同年度に13歳になる女子、16歳になる女子

（※）平成21年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた女子（以下同様の考え方。）

（2）HPVワクチンの接種を進めるに当たっては、対象者等に対しワクチン接種について検討・判断するために必要な情報提供が行われるとともに、被接種者が接種後に体調の変化を感じた際に、地域において適切に相談や診療などの対応が行われるよう、医療機関や医師会等の関係者の連携の下、十分な相談支援体制や医療体制の確保に遺漏なきを期されたいこと。

（3）市町村長は、管内の医療機関に対して、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等が接種のために受診した場合には、HPVワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で、対象者等が接種を希望した場合に接種することを引き続き周知すること。

（4）ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を含め、予防接種による副反応疑いの報告が適切に行われるよう、市町村長は管内の医療機関に対して「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発第0330第1号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長連名通知）の周知を引き続き図ること。

3 その他

平成25年通知が廃止されるまでの間、積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方への対応については、第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、公費による接種機会の提供等に向けて対象者や期間等についての議論を開始したところであり、今後、方針が決定し次第、速やかに周知する予定であること。

以上



健健発 0318 第 3 号
令和 4 年 3 月 18 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和3年11月26日健発1126第1号厚生労働省健康局長通知）により「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知）を廃止したところである。同通知を廃止するまでの間に、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）を予定している。

キャッチアップ接種の内容等については、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」（令和3年12月28日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）においてお示ししていたとおり、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を一部改正し、令和4年4月1日から施行する予定である。

このため、同政令の改正内容を含め、キャッチアップ接種の開始に当たって留意いただきたい内容を、改めて下記のとおり整理した。各自治体におかれては、下記の内容について御了知いただき、キャッチアップ接種の実施に向けた接種体制の構築等に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いする。

なお、本通知の下記の内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。

記

1. キャッチアップ接種の対象者について

キャッチアップ接種の対象となる者(以下「キャッチアップ対象者」という。)については、HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子とする。

また、接種機会の確保の観点から、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代(平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子及び平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子)についても、順次キャッチアップ対象者とする。具体的には、平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子については、令和4年度は従来の特パピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けることが可能であるため、令和5年度及び令和6年度のみキャッチアップ接種の対象となる。平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子については、令和4年度及び令和5年度は従来の特パピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けることが可能であるため、令和6年度のみキャッチアップ接種の対象となる。

2. キャッチアップ接種の実施期間について

キャッチアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

3. キャッチアップ対象者への周知・勧奨方法について

(1) 基本的な考え方

キャッチアップ接種の実施に当たっては、キャッチアップ対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)に関する情報等や、希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することが重要である。このため、厚生労働省において、キャッチアップ接種に関するリーフレットを作成の上、令和4年3月末までに各自治体宛てに提供することを予定している。当該リーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただき、キャッチアップ対象者へ確実な周知に努め

ることとされたい。

また、キャッチアップ接種について、法第8条の規定による勧奨を行うこと。具体的には、予診票の個別送付を行うこと等により、接種を個別に勧奨することが考えられる。その場合には、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）でお示しした相談支援体制・医療体制等の整備状況や、各自治体におけるHPVワクチンの供給・接種体制等、地域の実情を踏まえて検討すること。

なお、キャッチアップ対象者は、16歳以上であることを踏まえ、キャッチアップ対象者に対しては、HPVワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症予防対策が引き続き重要である点について、併せて周知されたい。

（2）留意事項

キャッチアップ対象者の中には、既にHPVワクチンの任意接種又はヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を完了した者（以下「接種完了者」という。）が含まれることから、下記の点に留意されたい。

- ・ 予防接種台帳等により接種完了者であることが判明している者については、周知・勧奨を行わないこと。
- ・ 任意接種を受けた場合や接種完了後に転居した等により、現在住民票が登録されている市区町村では予防接種台帳等により接種歴を確認できない者は、周知・勧奨の対象から除外することが困難なため、こうした者に対しては、医療機関において、予診時に確実に過去の接種歴を確認すること。

4. HPVワクチンの接種を自費で受けた者に対する償還払いについて

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けた方が存在する。こうした方に対して、市区町村の判断で、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うことが考えられる。

こうした場合の市区町村における標準的な取扱いについて、別添のとおり、必要な事項を定めた要綱（例）をお示しするので、各市区町村におかれては、ご参照されたい。償還払いを実施する場合には、キャッチアップ接種が令和4年4月1日から可能となることを踏まえ、令和4年4月以降、予算等の準備が整い次第、順次開始することが考えられる。

なお、当該要綱（例）は、あくまで地方自治法上の技術的な助言であり、各市区町村の判断により、内容を一部改変して実施することも差し支えない旨申し添える。ただし、申請先については、申請者の転居等による混乱を防ぐため、令和4年4月1日時点に住民登録のある市区町村に申請することとすることが適当であると考えられる。

5. その他

(1) 接種中断者や交接種の取扱いについて

キャッチアップ対象者のうち、HPVワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者（以下「接種中断者」という。）への対応については、第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における議論も踏まえ、以下のとおり対応されたい。

- 接種中断者についても、1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、キャッチアップ対象者となること。
- 接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。
- 残りの回数の接種を行う場合、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔とすること（詳細は、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」の第2の7を参照すること。）。
- 過去に接種歴のあるHPVワクチンと同一の種類ワクチンを使用すること。ただし、過去に接種したHPVワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するHPVワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のHPVワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性等についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ（HPVワクチンに関するQ&A等）、都道府県や協力医療機関等からの情報を参考にされたい。

(2) 予診票の変更について

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に係る予診票については、定期接種実施要領において、参考様式をお示ししているところである。

キャッチアップ接種については、記3（2）の留意事項のほか、キャッチアップ対象者には接種中断者が含まれること、民法の一部を改正する法律（平成30

年法律第 59 号) の施行等を踏まえ、今般、様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票を変更することとした。

令和 4 年度以降、予診票を送付する際には、変更後の予診票を参考に使用することとされたい。なお、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者(キャッチアップ対象者を除く。)に対しては、従来の予診票を使用した場合であっても差し支えないことを申し添える。

(3) 定期接種実施要領の一部改正について

上記(1)、(2)の内容等を踏まえ、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について(令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 17 号厚生労働省健康局長通知)のとおり、定期接種実施要領の一部を改正しているため、ご留意いただきたい。

(4) 副反応疑い報告制度等の取扱いの一部改正について

キャッチアップ接種についても、法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく副反応疑い報告の対象となる。キャッチアップ接種の実施に伴い、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知)について、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について(令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 19 号、薬食発 0318 第 13 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知)のとおり改正しているため、ご留意いただきたい。

(5) HPV ワクチンの接種状況調査について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の実施状況については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種実施状況に関する調査について(依頼)」(令和元年 10 月 3 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)のとおり、報告いただいているところであり、引き続き、キャッチアップ接種を含め、定期的な調査を実施するのでご協力願いたい。なお、当該調査における調査方法、様式等については、令和 4 年 3 月末までに一部変更の上、お示しする予定である旨申し添える。

以上

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 14.15 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	4	1	2	3	1

事業名 乳幼児健診事業

補正額 288 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 288 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス感染拡大防止策を施しながら乳幼児健診を実施するための非接触式体温計、衛生消耗品を購入する

説明

歳出

需用費 168千円

消毒液、ペーパータオル使い捨てエプロン、ニトリル手袋 購入

備品購入費 120千円

非接触式体温計購入

歳入

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 288千円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 緑政課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 16.17 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	7	1	3	4	5

事業名 緑地安全対策事業

補正額 9,823 千円

歳入 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	22	1	5	1	2

細節名 緑地安全対策事業債

補正額 9,800 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

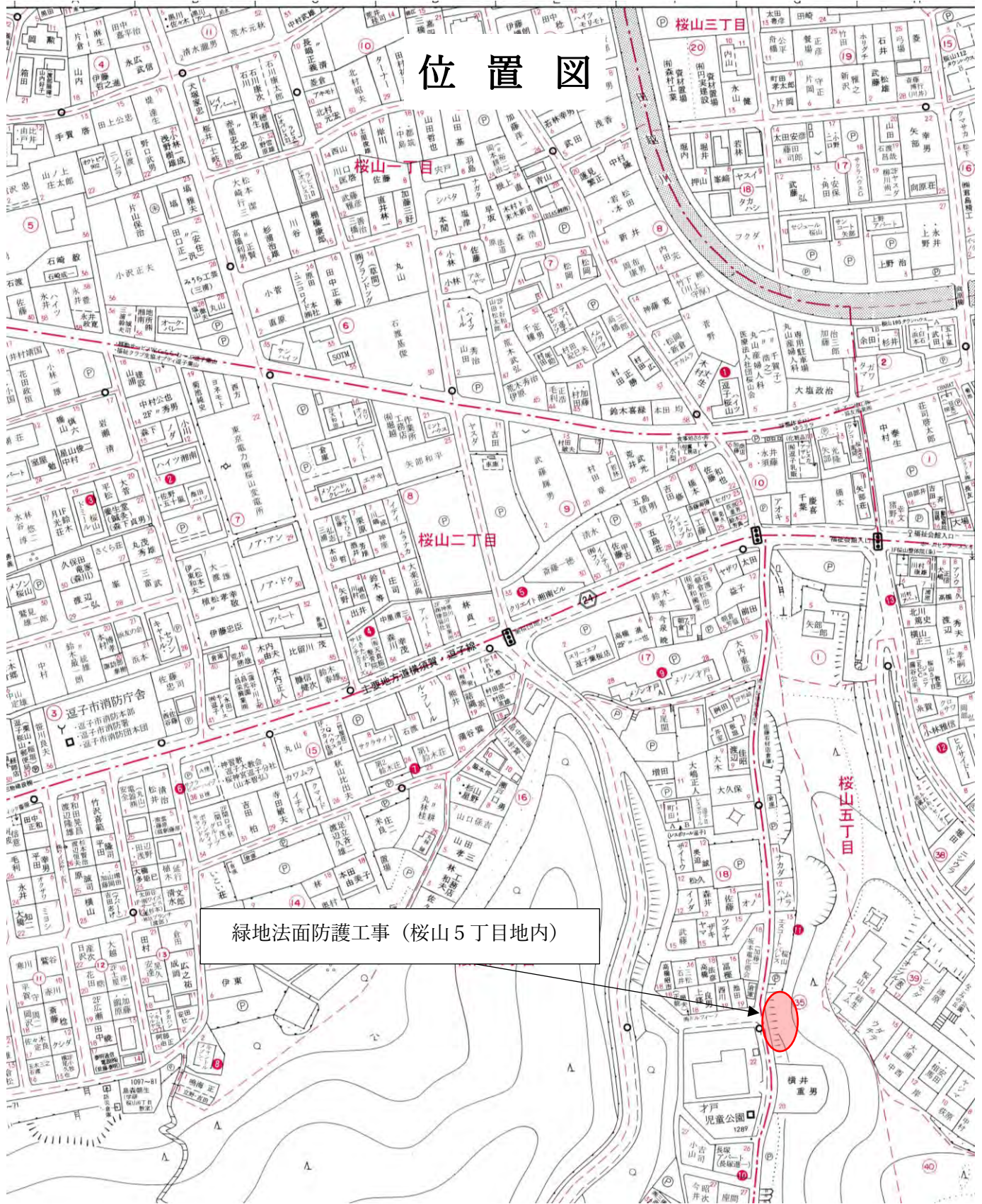
補正の理由

逗子なないろ保育園付近の緑地斜面において、倒木及び表層崩壊により、歩行者、車両等への被害が想定されることから、早急に法面防護工事を行い、安全を確保する必要があるため。

説明

- ・緑地法面防護工事 (桜山5丁目地内) 9,823,000円
- 落石防止網設置工 A=300m² (延長 約25m 高さ 最大約13m)
- 植生基材マット工 A=300m²
- その他付帯工 一式

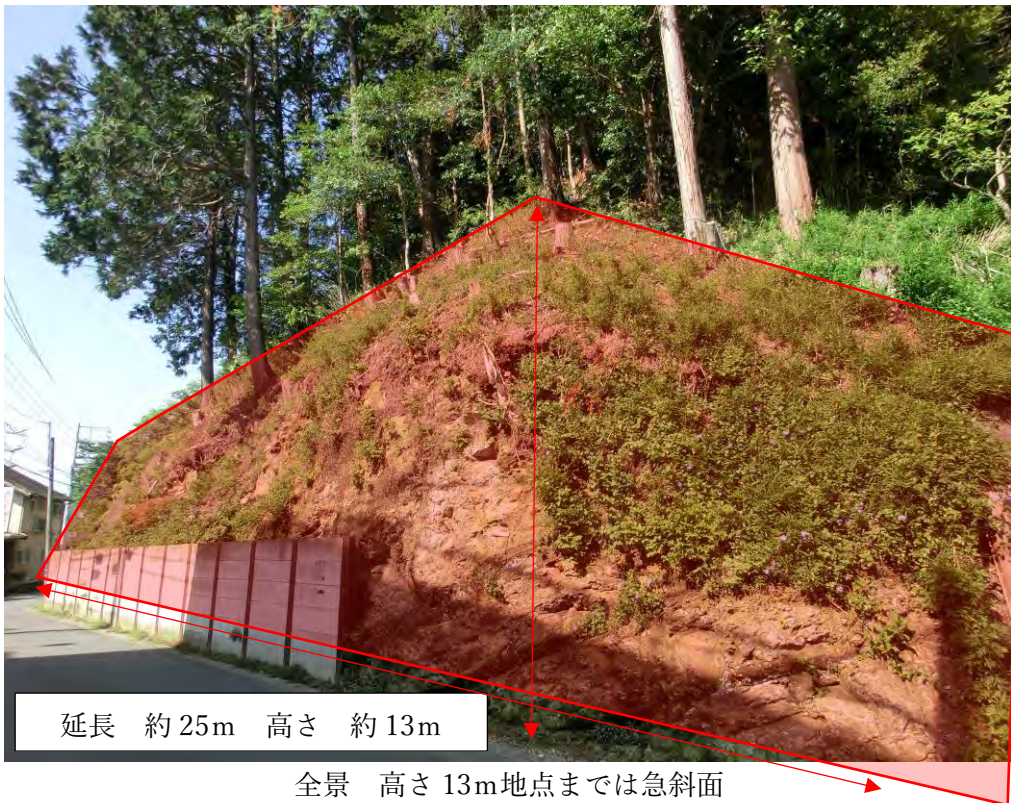
位置図



案内図



現況写真



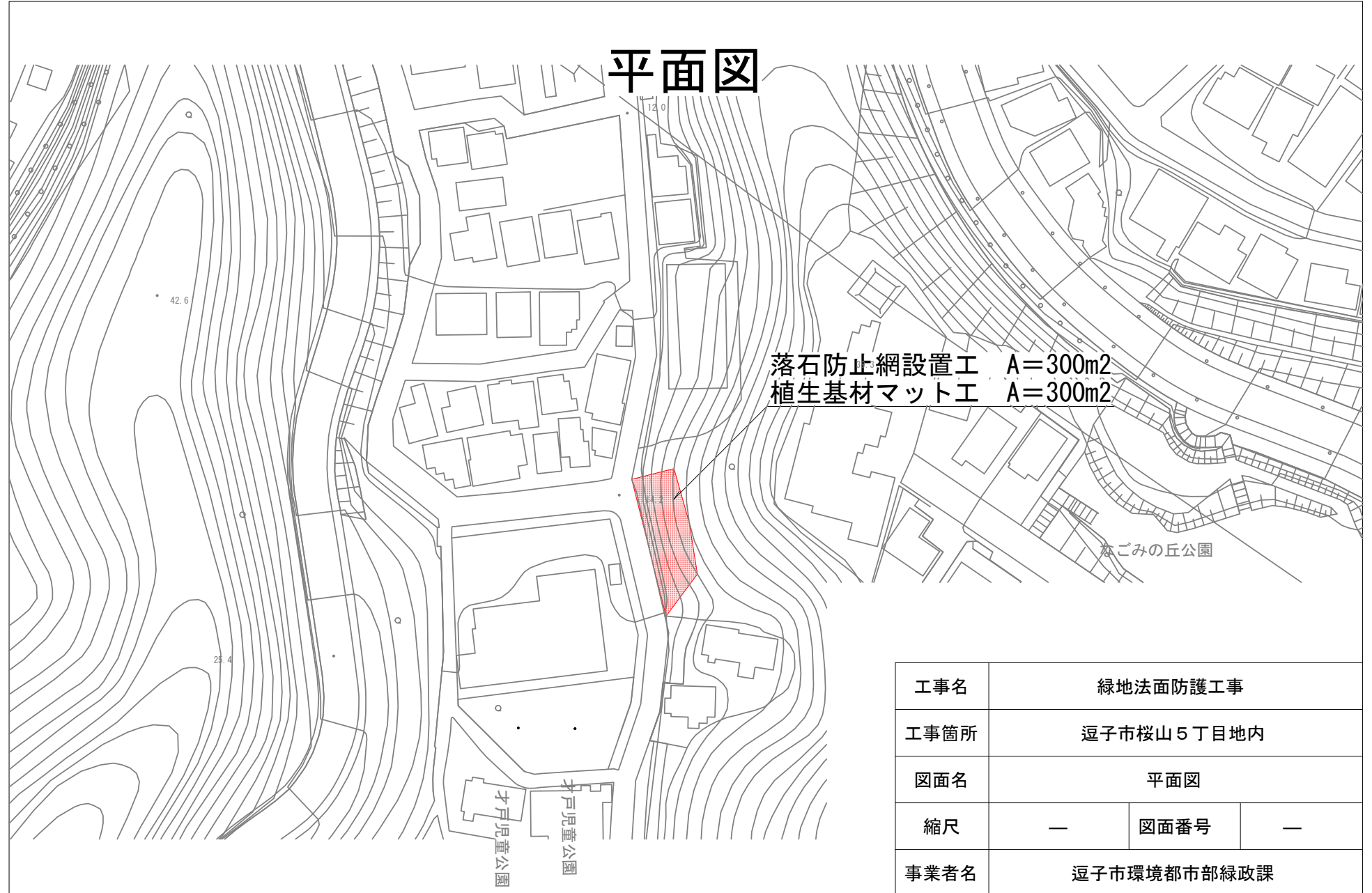


令和3年度実施 落石防護網設置工による施工例（久木6丁目地内）



令和3年度実施 落石防護網設置工による施工例（小坪1丁目地内）

平面図

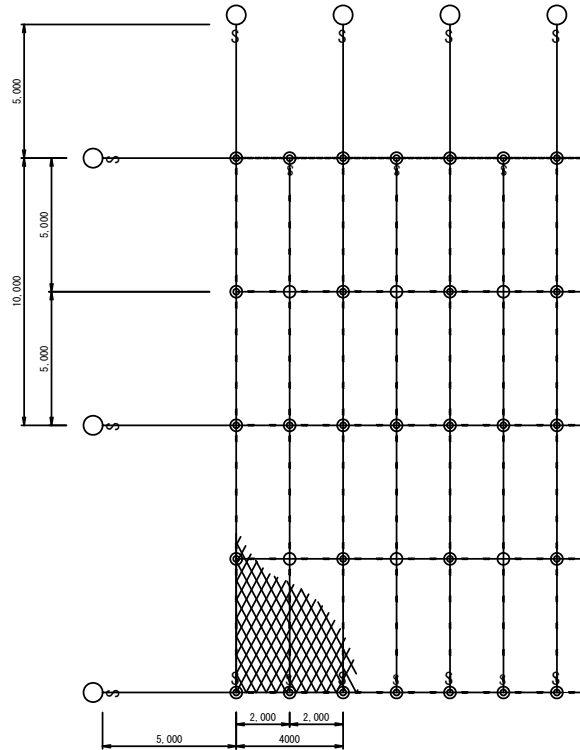


落石防止網設置工 A=300m²
植生基材マット工 A=300m²

工事名	緑地法面防護工事		
工事箇所	逗子市桜山5丁目地内		
図面名	平面図		
縮尺	—	図面番号	—
事業者名	逗子市環境都市部緑政課		

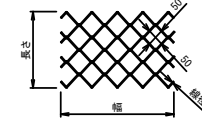
落石防止網 標準構造図

【標準構造展開図】 (S=1/200)

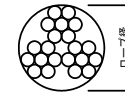


【使用部品図】

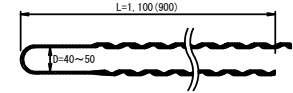
金網 φ3.2-50×50 (S=1/16)



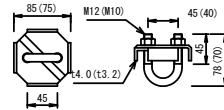
ワイヤロープ 3×7 G/O φ16・φ12 (S=1/1)



巻付グリップ(端部用) φ16用・(φ12用) (S=1/10)



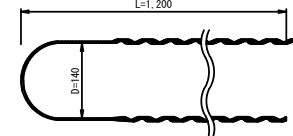
エクスクリップ 大・小 (S=1/8)



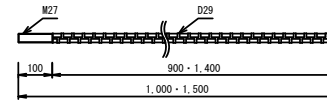
結合コイル (S=1/10)



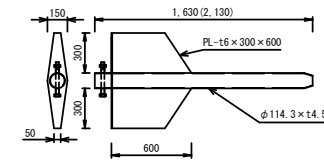
巻付グリップ(パイプ用) φ16用 (S=1/10)



岩部用アンカー (S=1/16)



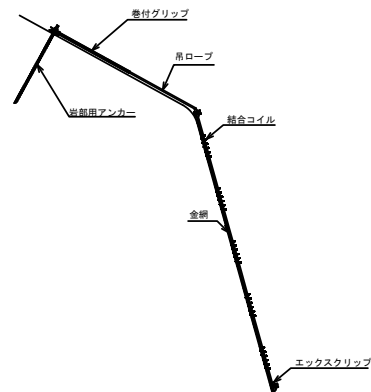
土砂部用アンカー PA-S・(L) (S=1/40)



【材料明細表】

符号	部品名	仕様 (mm)
■	金網	Z-OS3 φ3.2-50×50
—	吊りロープ	3×7 G/O φ16
—	縦ロープ	3×7 G/O φ16
—	横ロープ	3×7 G/O φ16
—	縦補強ロープ	3×7 G/O φ12
—	横補強ロープ	3×7 G/O φ12
⊕	エクスクリップ 小	t3.2×70×70 φ12~φ14
⊕	エクスクリップ 大	t4.0×85×85 φ16~φ18
〰〰〰	結合コイル	φ3.2×50×300
S	巻付グリップ	φ16-1,100・φ12-900
P	巻付グリップ(パイプ用)	φ16-1,200
○	岩部用アンカー	D29(M27)×1,000
▽	土砂部用アンカー	PA-S φ114.3×4.5×1,630
▽	土砂部用アンカー	PA-L φ114.3×4.5×2,130

【参考 横断面図】

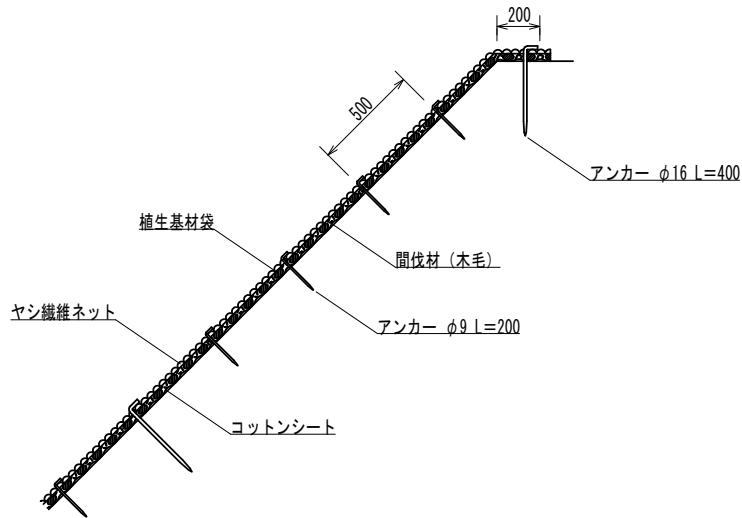


工事名	落石防止網設置工		
工事箇所	桜山5丁目地内		
図面名	標準構造図		
縮尺	図示	図面番号	
事業者名	逗子市環境都市部緑政課		

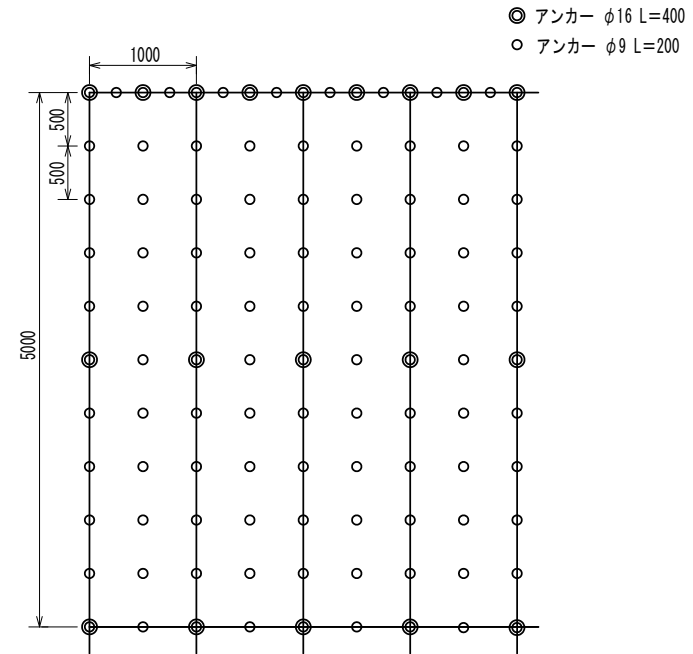
植生基材マット工 標準施工図

(参考メーカー 日本植生株式会社 同等以上)

標準断面図



標準展開図



標準規格

(単位: mm)

幅	長さ	ネット		間伐材 (木毛)	備考
		素材	色		
1,000	5,000	ヤシ繊維 ジュート	ブラウン		

材料表

(100m2当り)

品名	形状	単位	数量	備考
植生基材マット	1,000×5,000	m ²	120	割増率 20%
アンカー	φ16 L=400	本	65	
アンカー	φ9 L=200	本	396	

工事名	緑地法面防護工事		
工事箇所	桜山5丁目内		
図面名	標準施工図		
縮尺	—	図面番号	
事業者名	逗子市環境都市部緑政課		

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 消防総務課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 16.17 ページ

	款	項	目	事業 1	事業 2
科 目	8	1	1	3	1

事業名 消防本部・署維持管理事業

補正額 1,693 千円

歳入 予算説明書 ページ

	款	項	目	節	細節
科 目					

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

消防本部・署の電力を供給する事業者から、電力需給の環境変化に伴う調達コストの高騰により、現契約で取り決めた単価を維持することが困難な状況であるとの申し出から、価格改定に応じるために、不足する予算を補正するもの。

説明

価格改定の内容

- 基本料金単価 (現行) 1,000円/KW → (改定) 2,059.20円/KW +1,059.20円/KW
- 電力量料金単価
 - (現行) 夏季 15.52円/kWh → (改定) 21.05円/kWh +5.53円/kWh
 - (現行) その他季 14.50円/kWh → (改定) 19.66円/kWh +5.16円/kWh

当初予算額 3,000,000円 - 価格改定後の予算見込額 4,692,402円

= 予算不足額 1,692,402円 ≒ 1,693,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 消防総務課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 16.17 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	8	1	2	1	1

事業名 消防団活動事業

補正額 1,000 千円

歳入 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	21	4	4	5	3

細節名 コミュニティ助成事業助成金

補正額 1,000 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

(歳出)

消防団員が各種災害活動時、効果的に救助・避難活動を行うため個人装備を充実強化して市民の安心・安全を確保するとともに、個人装備を整備し、消防団員の二次災害防止を図る。

説明

【歳出】

消防団員セーフティーブーツ (長靴)
事業費 1,000,000円

【歳入】

コミュニティ助成事業
地域防災組織育成事業
消防団育成助成事業
助成決定事業内容及び助成金決定額
消防団活動備品の整備 1,000,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 防災安全課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 16.17 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	8	1	4	1	4

事業名 自主防災組織育成事業

補正額 900 千円

歳入 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	21	4	4	5	3

細節名 コミュニティ助成事業助成金

補正額 900 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業助成金の交付決定を受け、自主防災組織（1団体）が購入する防災活動に必要な資機材等経費（建築物及び消耗品は対象外）を補助するもの。

説明

(歳入) コミュニティ助成事業助成金：900,000円

(歳出) 自主防災組織育成事業

コミュニティ助成事業補助金：900,000円

対象：亀が岡自主防災組織

都道府県名: 神奈川県

市区町村名: 逗子市

事業実施主体名: 亀が岡自主防災組織

【事業収支の内訳】

収入内容		金額(円)			備考				
コミュニティ助成金(=A-B)		900,000							
亀が岡自主防災組織の一般会計		61,620							
事業収入合計(=事業費総額A)		961,620							
見積書 番号	備品・設備名、 費用区分	規格・仕様・ 形式・メーカー、 費用項目等	数量	単価(円)	金額(円)	対象外 経費	整備目的・用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
1	災害対策テント	KA-10W-sai	1	397,980	397,980		災害対策本部設置	○	亀が岡自主防災組織
1	文字入れ		1	19,800	19,800		災害対策本部設置	○	亀が岡自主防災組織
1	ロゴ入れ (クーちゃん)		1	5,280	5,280		広報	○	亀が岡自主防災組織
1	シール(テント関連用) (クーちゃん)	万一不足時は別途購入し、あらゆる備品に貼付することを確認済みです。	1	5,500	5,500		広報	○	亀が岡自主防災組織
2	防滴LED投光器	SB494070	1	140,800	140,800		災害対策本部照明	○	亀が岡自主防災組織
2	防雨・防じん型屋外用コードリール	ハタヤGE-30K SB494055	1	21,780	21,780		災害対策本部における資機材用	○	亀が岡自主防災組織
2	軽量大容量ポータブル蓄電池	PVS-462 SB481652	1	162,800	162,800		災害対策本部における資機材用	○	亀が岡自主防災組織
2	軽量高出力ポータブルソーラーパネル	PVSSL-60 SB481658	1	76,780	76,780		災害対策本部における資機材用	○	亀が岡自主防災組織
2	ガスパワー発電機	HONDAエネポ EU9iGB	1	121,000	121,000		災害対策本部における資機材用	○	亀が岡自主防災組織
2	シール(テント以外) (クーちゃん)	万一不足時は別途購入し、あらゆる備品に貼付することを確認済みです。	1	9,900	9,900		広報	○	亀が岡自主防災組織
対象経費合計①					961,620				
対象外経費合計②					0				
事業支出合計(①+②)=事業費総額A)					961,620				

【コミュニティセンターの建設・大規模修繕についての説明】

所在地(地番)	
土地の所有者	
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	
土地面積	建物面積(計画)
建物の構造	
建物の所有者(大規模修繕の場合)	
地縁団体認可の有無(無の場合の認可予定日)	
広報表示場所	

【備品・設備の保管場所・設置場所についての説明】

保管場所・設置場所名称	亀ヶ岡公園内防災倉庫
所在地(地番)	逗子市小坪1-1396-69
土地または建物の所有者	逗子市
使用承諾の有無(無の場合の承諾予定日)	有
権利部(乙区)の有無(有の場合のその内容)	無
保管・設置場所の説明	亀が岡自主防災組織が所有している防災倉庫
管理方法	定期的に点検をする等の管理を実施

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 療育教育総合センター

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 16.17 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	9	1	4	4	1

事業名 教育研究所維持管理事業

補正額 464 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

療育教育総合センターの電力を供給する事業者から、電力需給の環境変化に伴う調達コストの高騰により、現契約で取り決めた単価を維持することが困難な状況であるとの申し出から、価格改定に応じるために、不足する予算を補正するもの。

説明

価格改定の内容

- 基本料金単価 (現行) 1,000円/KW → (改定) 2,059.20円/KW +1,059.20円/KW
- 電力量料金単価
(現行) 夏季 15.52円/kWh → (改定) 21.05円/kWh +5.53円/kWh
(現行) その他季 14.50円/kWh → (改定) 19.66円/kWh +5.16円/kWh

当初予算額 579,000円 - 価格改定後の予算見込額 1,042,333円

= 予算不足額 463,333円 ≒ 464,000円

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 2 回 定例会

議案第 36 号

令和 4 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 文化スポーツ課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 18.19 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	9	5	2	1	2

事業名 市立体育館整備事業

補正額 149,600 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 149,600 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

市立体育館の空調設備の一部である冷却塔は、竣工以来交換を行って
おらず、経年劣化により熱交換率の低下が見受けられ、冷却塔に不具合
が生じると館内の空調が使用できなくなり、施設利用に支障がある。

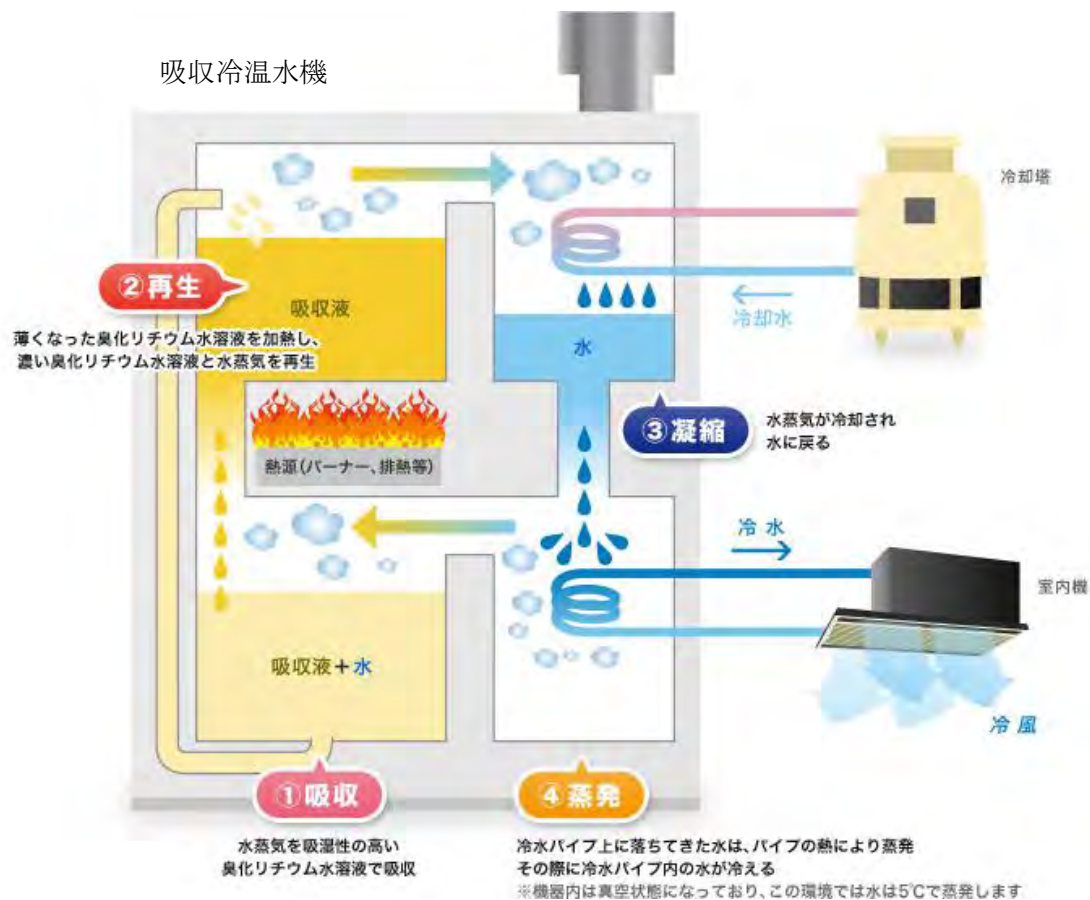
また、市立体育館は指定緊急避難場所に指定されており、新型コロナ
ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業であり、令和 2 年度
に更新した吸収冷温水機と一連の機器であることから今回の更新に当
たっては交付金を活用し、熱交換率の向上、省エネ化及び新型コロナウ
イルス感染症の拡大防止を目的に逗子市立体育館の空調設備を更新する
もの。

なお、吸収冷温水機は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時
交付金の対象事業となっている。

説明

冷却塔更新工事 149,600千円

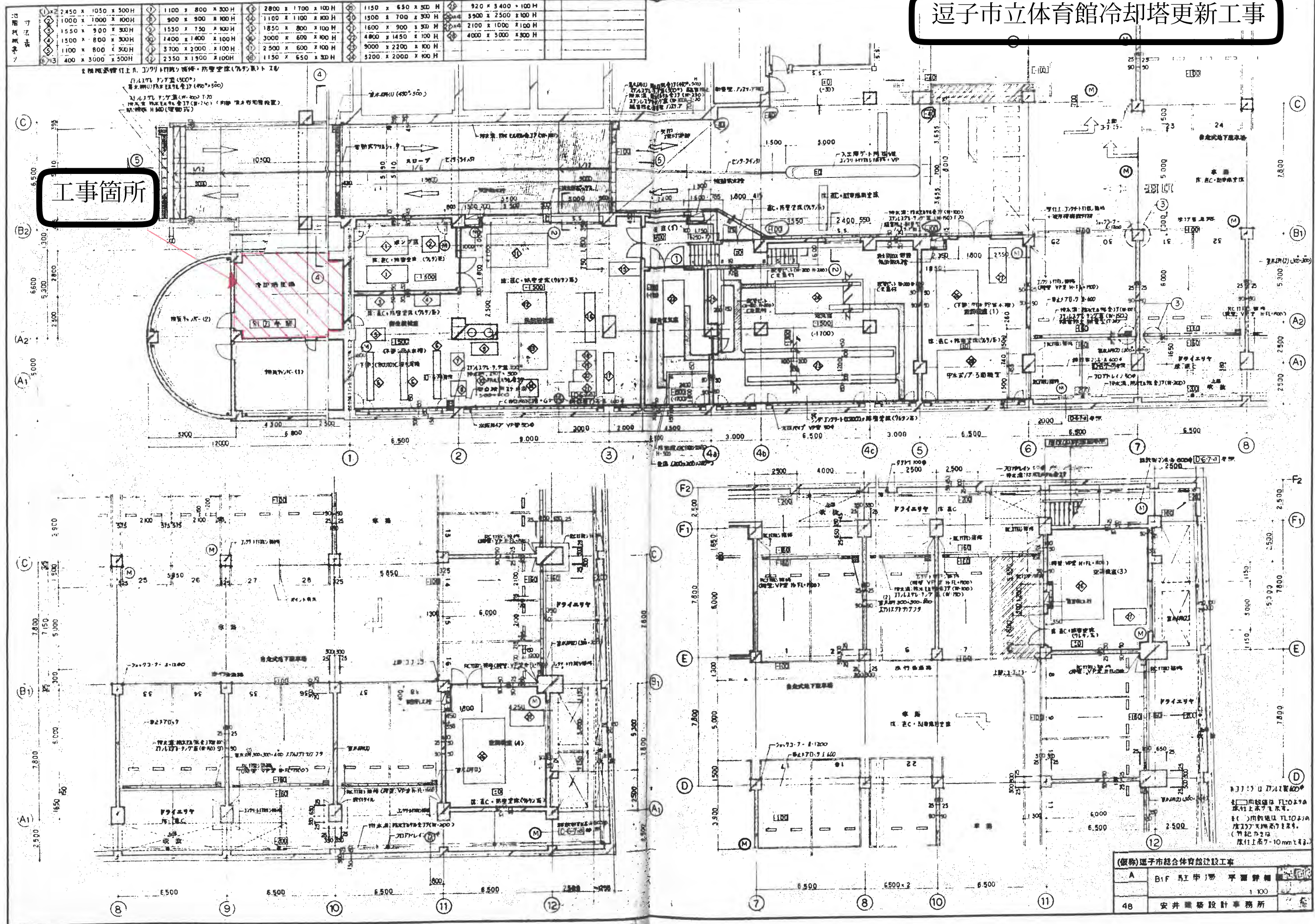
冷却塔イメージ図



【現況写真】市立体育館冷却塔更新工事



逗子市立体育館冷却塔更新工事



工事箇所

(備考) 逗子市総合体育館建設工事	
A	B1F 5号中廊 平面詳細
	1/100
48	安井建築設計事務所